



# 参考資料

## 1. 計画策定の経過等

年度	月日	実施主体	会議名称・事項等	協議内容等
平成 23 年度	5月11日	県	福祉施設から一般就労への移行者数の実績調査	就労系サービス事業所及び旧法施設に対し、数値目標に係る平成22年度の一般就労実績調査を実施
	6月30日	厚生労働省	厚生労働省障害保健福祉主管課長会議	○報告事項（抜粋） ・第3期障害福祉計画について
	7月12日～ 8月11日、 12月8日	県	障害者等団体ヒアリング	障害者等団体12団体に対するヒアリングを実施
	7月13日	県	市町村障害保健福祉主管課長等会議	市町村に対し、6月30日開催の厚生労働省会議の内容を報告
	8月2日	県	障害福祉計画に係る実績等調査	市町村に対し、障害福祉計画に係る実績等の報告依頼
	8月	市町村	障害福祉計画に係る実績等報告	県に対し、市町村障害福祉計画に係る実績等の報告
	8月31日～ 9月12日	県	第1回市町村ヒアリング	市町村障害福祉計画に係る実績等についてヒアリングを実施
	10月31日	厚生労働省	厚生労働省障害保健福祉主管課長会議	○報告事項（抜粋） ・基本指針（改正案）の説明等 ・精神障害者関係の数値目標の説明 ・相談支援の充実及び障害児支援の強化についての説明
	11月1日	県	旧法施設その他事業所に対する新体系移行等調査	県内の旧法施設に対し、平成23年11月1日時点の移行に関するニーズ調査を実施
	11月4日	県	福祉施設入所者の地域移行実績調査	障害者支援施設及び旧法入所施設に対し、数値目標に係る平成22年度の地域移行実績調査を実施
	11月16日	県	市町村障害保健福祉主管課長等会議	○報告事項（抜粋） ・10月31日開催の厚生労働省会議の内容報告 ・サービス見込み量等の算定における県の考え方を説明 ・市町村に対し、障害福祉計画に係る目標値及びサービス見込み量等調査依頼
	11月～12月	市町村	障害福祉計画に係る見込み量等報告	県に対し、市町村障害福祉計画に係る目標値及びサービス見込み量等の報告
	12月1日～ 12月14日	県	第2回市町村ヒアリング	市町村障害福祉計画に係る目標値及びサービス見込み量等についてヒアリングを実施
12月22日	県	第2回沖縄県障害者施策推進協議会	○議題 ・第3期沖縄県障害福祉計画の骨子について ・第3期沖縄県障害福祉計画の目標値及びサービス見込み量の速報値について	

年度	月日	実施主体	会議名称・事項等	協議内容等
平成23年度	12月27日	厚生労働省	基本指針の一部改正	平成23年厚生労働省告示第478号により、厚生労働大臣が定める基本的な指針の一部が改正
	1月11日	厚生労働省	第3期障害福祉計画に係る中間報告の集計結果の揭示	厚生労働省において、第3期障害福祉計画に係る目標値及びサービス見込量の中間報告の集計結果を情報提供
	1月11日	県	入院中の精神障害者の地域生活への移行調査	精神科病院に対し、数値目標に係る平成23年の入院中の精神障害者の退院状況調査を実施
	2月3日	県	入院中精神障害者の地域相談支援の見込量算定の考え方提示	市町村に対し、入院中の精神障害者の地域相談支援の見込量算定の考え方を提示
	2月～3月	市町村	目標値及びサービス見込量の再検討	県の入院中精神障害者に関する情報等の提示を受けて、目標値及びサービス見込量の再検討
	2月22日	県	沖縄県障害者施策推進協議会委員への意見照会	沖縄県障害者施策推進協議会委員に対し、第3期沖縄県障害福祉計画（案）についての意見照会
	2月22日～3月14日	県	パブリックコメントの実施	パブリックコメントによる第3期沖縄県障害福祉計画（案）についての県民意見を募集
	3月	市町村	目標値及びサービス見込量の確定	障害福祉計画策定委員会等における市町村障害福祉計画（案）の審議を経て、目標値及びサービス見込量の確定
	3月19日	県	第3回沖縄県障害者施策推進協議会	○議題 ・第3期沖縄県障害福祉計画（案）に対する意見について ・第3期沖縄県障害福祉計画（案）の追加・修正について
	3月26日	県	第3期沖縄県障害福祉計画の決定	障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づく都道府県障害福祉計画の策定（沖縄県知事決裁）





## 2. 制度概要

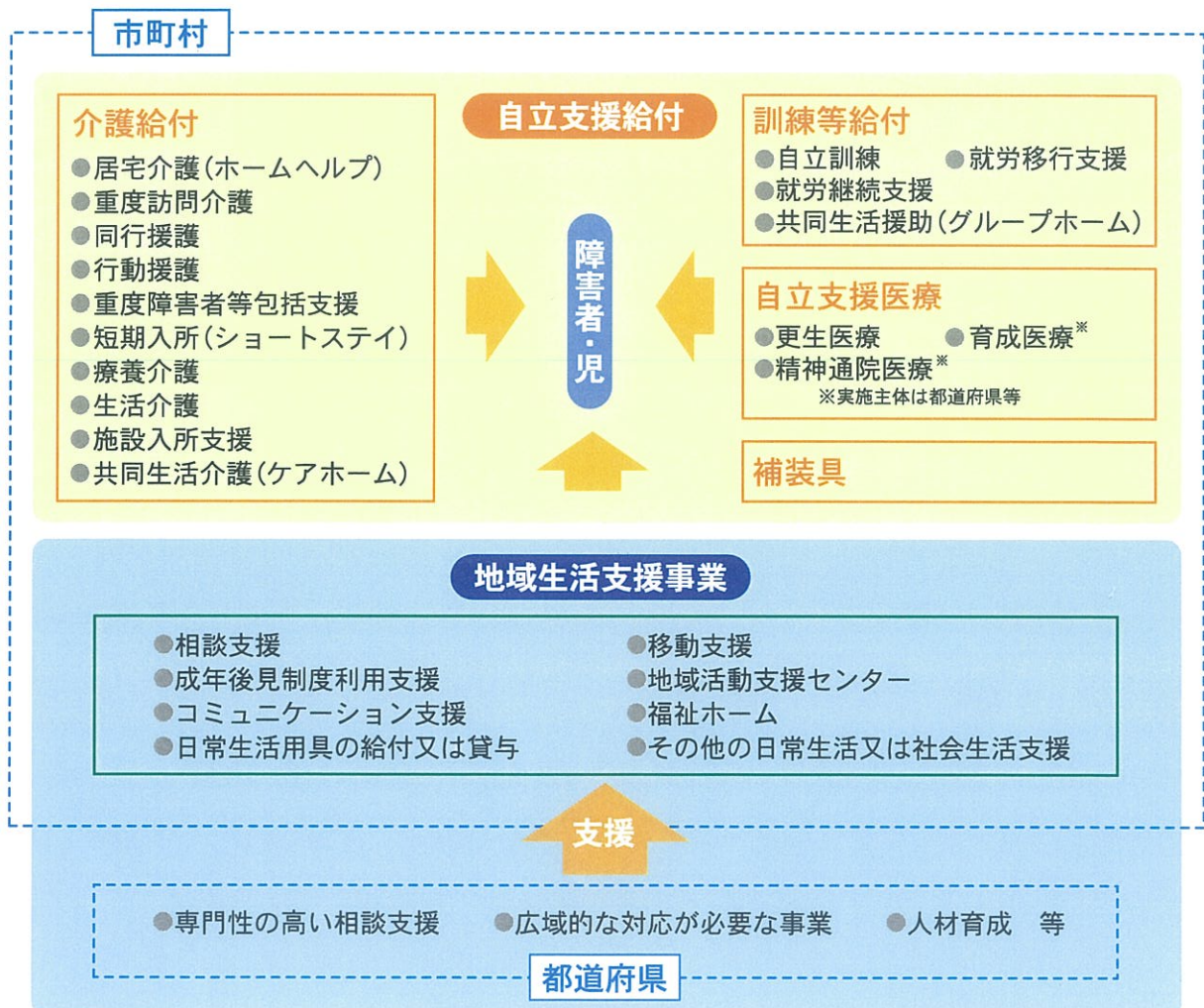
### (1) 障害者自立支援法のポイント

- ①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む））にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化



障害のある人々の自立を支えます

### (2) 障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像





### (3) 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系

#### 旧サービス

居宅サービス	ホームヘルプ(身・知・児・精)
	デイサービス(身・知・児・精)
	ショートステイ(身・知・児・精)
	グループホーム(知・精)
	重症心身障害児施設(児)
	療護施設(身)
	更生施設(身・知)
	授産施設(身・知・精)
	福祉工場(身・知・精)
	通勤寮(知)
	福祉ホーム(身・知・精)
	生活訓練施設(精)



#### 新サービス

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	介護給付
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	介護給付
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	介護給付
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います	介護給付
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	介護給付
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	介護給付
障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	訓練等給付
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	訓練等給付
就労継続支援(A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	訓練等給付
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	訓練等給付
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します	地域生活支援事業
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です	地域生活支援事業
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います	地域生活支援事業

(注)表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

(4) 地域生活支援事業

### 市町村事業

事業名	内 容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用する知的障害又は精神障害のある人の権利擁護を図るために、成年後見制度利用の支援を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等

### 都道府県事業

事業名	内 容
専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業 等 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。



### 3. 国の基本指針（主な部分の要旨）

（平成23年12月27日厚生労働省告示第478号にて一部改正告示）

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）

#### ■ 障害福祉計画の基本理念

- 1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
- 2 実施主体の市町村への統一と3障害に係る制度の一元化
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

#### ■ 障害福祉サービスの基盤整備の基本的考え方

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

#### ■ 平成26年度までの数値目標

地域生活や一般就労への移行を進める観点から、次の平成26年度までの数値目標を設定

##### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者のうち、平成26年度末において地域生活に移行する者の数値目標を、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上とするとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の1割以上削減することを基本とし、地域の実情に応じて設定する。

##### 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、平成24年度から平成26年度までの入院中の精神障害者の退院に関する目標値として、1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から7%相当分増加させるとともに高齢長期退院者数を直近の数から2割増加させることを指標とする。

##### 3 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度時点の一般就労へ



の移行実績の4倍以上とする。

また、平成26年度末における福祉施設利用者のうち2割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち3割以上は就労継続支援（A型）事業を利用することを目指す。

さらに、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、平成26年度の目標工賃等の概要について、都道府県障害福祉計画に記載して周知を図ることが適当である。

また、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定）において、「国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関し、適正で効率的な調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努める」とされている等、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大が求められていることから、障害福祉計画において官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大について記載し、取組を進めることが望ましい。

なお、県障害福祉計画においては、上記目標に加えて、「国の基本指針」別表第一の目標を設定する。なお、これらの数値目標を設定するとともに、この目標を達成するために必要なサービス量について障害福祉計画に盛り込むことが必要である。

